

# 仕 様 書

## 第 1 件名

地域資源発掘型プログラム『動く料亭～屋形船に乗るサステナブルな日本文化体験ツアー』実施委託

## 第 2 目的

品川区は東京都心部の中でも旧東海道の宿場町として古くから栄え、東京のベイエリアとして屋形船や漁業が栄えた街でもあり、区独自の歴史や食文化を体験できるエリアである。品川区として持続可能な観光を目指していくため、訪れる観光客や地域住民に、品川区や近隣の地区の魅力をサステナブルの視点から体験するツアーを企画し、継続的に実施することで、観光客の増加及び地域住民のシビックプライド醸成へとつなげていく。さらに、「SDGs」に関する探究学習型教育旅行プログラムを開発、提供することで、日本文化への正しい認識と、持続可能な観光への理解促進を目指していく。

なお、本事業は、一般社団法人しながわ観光協会、株式会社船清、株式会社八芳園（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

## 第 3 契約期間

令和 4 年 9 月 1 5 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで

## 第 4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

## 第 5 事業実施スケジュール(予定)

スケジュールは下記を想定しているが、契約締結後 2 週間以内に採用された企画を踏まえたスケジュールを提出すること。

令和 4 年 9 月	連携協議会の発足（毎月 1 回程度開催）
9 月～ 1 0 月	ツアー造成・メニュー開発/プロモーション開始/ プログラムツール等の作成
1 1 月	観光客向けツアー・アンケート実施（1 回目）
1 2 月	ツアー実施成果の検証
令和 5 年 3 月	地域の子供向けツアー実施 観光客向けツアー・アンケート実施（2 回目）
4 月	ツアー実施成果の検証
5 月	実施内容の報告

## 第 6 委託内容

### 1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）

を立ち上げ、その中で、サステナブルに関する日本文化体験ツアー（以下「ツアー」という。）等について検討をしていく。なお、協議会は9月に発足（予定）し、月1回程度実施（予定）とする。

受託者は、協議会開催の都度、財団及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理、資料の作成及び各種調整を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況に応じてWEB会議等の実施体制を整えること。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を財団及び企画提案者に提出すること。

## 2 ツアーの企画・実施

品川区や近隣地区が有する観光施設等を用いたツアーを企画・実施すること。なお、ツアーは外国人を含む観光客を対象としたツアー及び、品川区及び近隣地域の子供を対象としたツアーを実施すること。また、ツアーではアンケート調査を実施し、実施結果と共に調査結果等をまとめ、検証すること。

ツアーの内容は契約締結後、財団及び企画提案者と協議の上、承認を得た後に決定すること。

### <ツアー共通留意事項>

- ① ツアーの催行に関しては、旅行業法上の規程等を順守すること。また旅行業登録を有する事業者がツアーを催行すること。
- ② ツアーには品川区に精通したガイドを1名同行させること。受付やツアーの行程管理は受託者（旅程管理主任者）が行うこと。
- ③ ツアー実施の際、周遊マップや施設に関する資料は適宜印刷し配布すること。
- ④ 悪天候等によりツアー開催が困難な状況の場合は、日程の変更について企画提案者及び財団と協議し、各種調整を行うこと。
- ⑤ 実施にあたっては、ツアー参加者を保障する損害賠償保険等に参加する等、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応できるよう想定すること。
- ⑥ ツアーには財団及び企画提案者からの参加者約4名分の費用も見込むこと。
- ⑦ その他、実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

### (1) 「観光客向けツアー」の造成と実施

- ① 対象者：屋形船の乗船経験のない人（外国人も含む）
- ② 実施時期：令和4年11月、令和5年3月（各月1回ずつ実施）
- ③ 実施時間帯：夕方～夜
- ④ 人数：各回40名程度
- ⑤ ツアー料金：一名あたり8,000円程度  
（事前決済。別途キャンセルポリシーを定めること）  
※一人8,000円を徴収し、80名分合計64万円を想定収入額とする
- ⑥ 移動手段：徒歩または公共交通機関/大型バス/屋形船等
- ⑦ 外国語対応：外国人が参加する場合は通訳案内士を手配し、同行させること。
- ⑧ ツアー内容：品川区及び近隣エリアの歴史と環境について「日本庭園」「旧東海道品川宿」

にて体験・学習し、地域における食文化を体験するため「屋形船」にて地産地消メニューを提供するツアー。ツアーの内容については、より目的が達成できるための行程、立ち寄り箇所を提案をすること。

- ⑨ アンケート内容：ツアーの満足度ならびに将来的にツアーが継続実施できるための質問等

## (2) 「地域の子供向けツアー」の造成と実施

- ① 対象者：品川区または港区内の小・中学生
- ② 実施時期：令和5年3月に1回
- ③ 実施時間帯：昼
- ④ 人数：40名程度
- ⑤ ツアー料金：無料
- ⑥ 移動手段：徒歩または公共交通機関/大型バス/屋形船等
- ⑦ ツアー内容：品川区及び近隣エリアの歴史や環境について「日本庭園」「旧東海道品川宿」にて体験・学習し、地域の文化について「屋形船」体験により地域の魅力を学習・再認識できるツアー。なお、ツアーの内容については、より目的が達成できるための行程、立ち寄り箇所を提案をすること。
- ⑧ アンケート内容：ツアーの満足度ならびにSDGsに関する学習貢献度等

## 3 「SDGs」に関する探究学習型教育旅行のサマリーペーパーとプログラムツールの作成と提供

上記2(2)「地域の子供向けツアー」により、さらに地域の魅力を発見する機会を創出するため、小中学校のニーズに対応した「SDGs」に関する探究学習型プログラムのサマリーペーパーとツールを作成し、ツアー参加者または所属学校へ提供すること。また、来年度以降も活用できる学習ツールを作成すること。なお、作成データ等は次年度以降に企画提案者に引き継ぐこと。

### (1) サマリーペーパー

- ① 規格：A3片面印刷/4色カラー刷り（予定）
- ② 提供部数：50部
- ③ 内容：学校・教員への「地域の子供向けツアー」の概要と「SDGs」に関する探究学習型プログラムの内容等をまとめたものとする。

### (2) プログラムツール

- ① 規格：A3両面印刷/4色カラー刷り（予定）
- ② 提供部数：50部
- ③ 内容：「SDGs」の学びをまとめる新聞作成キット等の学習したことを自ら探求し発表の場で活用できるような仕組みのある教材キット等。

上記(1)(2)について、より効果的に子どもの学びを深めるための規格、内容があれば提案すること。

## 4 PR媒体の制作・広報・ツアー受付

ツアーの参加者募集のため適切なプロモーション活動を行うとともに、適切な申込管理ができる

ようツアー参加申込ページを制作すること。手法及び内容は、以下(1)～(5)について網羅し、ツアー参加に繋げることが出来るよう、十分な内容で提案し、財団及び協議会と協議の上、実施すること。

(1) チラシ

- ① ツアーの概要を記載するものとし、ツアーの魅力が伝わるようなデザインとすること。
- ② 日本語と英語の2言語にて対応すること。
- ③ 品川区内・外で本事業を広く周知し、対象者に訴求する設置場所を提案すること。

(例：観光施設、観光案内所、飲食店等)

- ④ ③で配布するにあたり、効果的な仕様・部数とすること。

(2) SNS等を活用したオンラインプロモーション

ツアー告知用のSNS (Facebook、Twitter、Instagram、LINE等)を開設し、そのアカウントを次年度以降に財団及び企画提案者に引き継げる体制を整えること。また、企画提案者が所有するSNSを活用しオンラインプロモーションを実施すること。

(3) ツアー参加申込WEBページ

- ① 日本語と英語の2言語にて対応すること。
- ② WEBページの管理サーバは原則受託者にて用意すること。受託者及び企画提案者が所有するWEBサイトにて申込ページを作成することも可能とする。

(4) その他

その他、効果的と思われる広報媒体や手法があれば提案すること。

(5) 上記(1)～(4)で作成した広報ツール(チラシデータやWEB・SNS出稿用画像等)

については次年度以降、企画提案者が利用できるように加工等が可能な形でデータ納品すること。

## 5 事業効果の把握

アンケートの効果分析結果を踏まえ以下(1)～(7)に対する課題整理を行い、企画提案者及び協議会にフィードバックし、ツアー等の見直しを行うこと。

- (1) 参加費収入で運営するツアーを造成方法
- (2) 自走するためのツアーの販売方法
- (3) 広報・プロモーション・販売チャネル
- (4) 新しい日常に対応した観光スタイルを浸透させたツアーの造成
- (5) インバウンド向けの効果的なプロモーション
- (6) 地域の学校との連携強化
- (7) その他ツアーに関する内容

## 6 『動く料亭～屋形船に乗るサステナブルな日本文化体験ツアー』の次年度事業計画書(仮)の作成

各種検証を通じて整理された課題を解決もしくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のための事業計画書を作成すること。

規 格	大きさ：A 4 色　　：4色カラー刷り 仕　立：くるみ表紙、無線とじ 使用材料：「東京都グリーン購入ガイド（2022 年度版『2. 印刷物』）」等を確認の上、可能な限り遵守すること。 その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校　正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）又はFSCマークを用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。

## 7 報告書類の提出

受託者は、1～6の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

### (1) 事業実施報告書

各種検証を通じて整理された課題を解決もしくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のための事業計画書を作成すること。記載内容については財団と協議の上作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

#### ① 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

#### ② ツアーの企画

#### ③ ツアーの実施

#### ④ 広報・PR 媒体の制作

#### ⑤ 事業の成果

#### ⑥ 今後の課題

#### ⑦ 今後の展開

#### ⑧ 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A 4 色　　：4色カラー刷り 仕　立：くるみ表紙、無線とじ 使用材料：「東京都グリーン購入ガイド（2022 年度版『2. 印刷物』）」等を確認の上、可能な限り遵守すること。 その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
-----	--

その他	6『動く料亭～屋形船に乗るサステナブルな日本文化体験ツアー』の次年度事業計画書(仮)の「その他」に同じ
-----	---

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、財団と協議の上、作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- ① 現状・課題
- ② 実施内容
- ③ 成果
- ④ 課題及び今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色      ：4色カラー刷り 使用材料：「東京都グリーン購入ガイド(2022年度版『2.印刷物』)」等を確認の上、可能な限り遵守すること
その他	6『動く料亭～屋形船に乗るサステナブルな日本文化体験ツアー』の次年度事業計画書(仮)の「その他」に同じ

**第7 納入物件**

- 1 事業実施報告書 8部
- 2 事業実施報告書概要版 8部
- 3 『動く料亭～屋形船に乗るサステナブルな日本文化体験ツアー』の次年度事業計画書 8部
- 4 1～3の電子データ(DVD-R等) 2部
- 5 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ 2部

**第8 業務実施上の留意点**

- 1 受託者は、本事業の実施にあたっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 2 本委託事業の履行において事故が発生し、財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに財団に報告すること。
- 3 受託者は、令和4年9月から令和5年5月までの間、財団に対して定例報告等を行うこと。受託者は、あらかじめ定例報告の日時について、財団と協議すること。なお、この定例報告にかかわらず、受託者と財団は双方協議の上、随時に打合せ等を行うことができる。
- 4 受託者は、定例報告において、事業の進捗状況、今後の予定等を記した書面を財団に提出し、その内容を説明すること。
- 5 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 6 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時期、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

- 7 新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言等の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施期間中においても適宜見直しを図ることがある。なお、実施に際しては、東京都や国等のガイドラインに応じた感染予防対策を講じること。

## 第9 事業における収入等の取扱いについて

事業の実施に伴い、受託者が収入を得る場合や試作品等を配布する場合の取扱いについて、下記の通りとする。

- 1 本事業は「観光客向けツアー」の実施において64万円の想定収入額を見込んでいる。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大や悪天候等、受託者の責によらずツアーが中止となった場合は、別途財団と協議の上、事業終了後に実費額での精算も可とする。
- 2 事業実施中に、新たに収入が発生する場合（成果物の販売開始や有償での提供など）、また想定収入額を超えた収入が発生した場合は、事前に財団と協議した上で、契約変更など所定の手続きを取ることを。
- 3 事業を通じた成果物（試作品等）を無償で配布する場合は、事前に書面によって配布先や配布物の内容、量などを財団に報告し、了承を得ること。
- 4 1による収入があった場合、また、3による無償配布があった場合は、事業終了後に最終的な収入額、配布物の内容、量等をデータ等による確実な方法で財団に報告をすること。

## 第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第11 秘密の保持

受託者は、第10項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。第10項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

## 第12 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 第13 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 第14 個人情報の保護等

- 1 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財

団「サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

- 2 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
  - (1) 本事業で実施するツアー参加を通じて得たもので、ツアー参加者及び地域の関係者等の氏名、連絡先、属性、年齢、メールアドレス及び調査回答など
  - (2) 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
  - (3) また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）もツアー参加申込システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- 3 本事業の遂行にあたり第10項「第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
  - (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
  - (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

## 第15 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

## 第16 その他

- 1 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 2 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。

## 第17 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課  
地域資源発掘型プログラム事業担当 横山・石田  
東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階  
電話（直通）03-5579-2682

※「シビックプライド」は株式会社読売広告社の登録商標です。